

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
旧介護保険法（平成9年法律第123号）108条第1項	指定介護療養型医療施設の入所定員の増加の申請	介護保険課

- 1 審査基準は、旧介護保険法（平成9年法律第123号）第107条の2第2項により準用する同法第107条第4項に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。